（国土利用計画法の一部改正）

第六十五条　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければ」を「聴かなければ」に改める。

第八条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十五条第二項中「、その意見を付して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村長は、当該申請書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。

第三十九条第三項中「七人」を「五人以上」に改める。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正）

第六十六条　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第六号中「第十条の四第一項」を「第十条の四」に改める。

第十条の四第二項を削る。

第十条の五中「前条第一項」を「前条」に改める。

第十条の六及び第十条の七中「第十条の四第一項」を「第十条の四」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第六十七条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第六号中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

第三十六条第二項を削る。

第三十七条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第三十八条中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

第百八十七条第三項中「から二十人までの範囲内において、」を「以上であって」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）

第六十八条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「報告し、国土交通大臣の要求があった場合においては、使用の認可に関する書類の写しを送付しなければ」を「報告しなければ」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第六十九条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第五項を削り、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正）

第七十条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項、第十四条第二項、第十九条第二項及び第二十二条第二項中「意見」を「意見があるときは当該意見」に改める。

第八章　環境省関係

（自然公園法の一部改正）

第七十一条　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項及び第四項並びに第五十三条第二項中「それぞれ官報又は都道府県の公報で」を削る。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

第七十二条　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項を削り、同条第二項中「委員」を「公害健康被害認定審査会」に改め、「任命する」の下に「委員をもつて組織する」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第百四十五条中「第四十五条第三項」を「第四十五条第二項」に改める。

（浄化槽法の一部改正）

第七十三条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項中「当該都道府県の公報に」を削る。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正）

第七十四条　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「公表しなければ」を「公表するとともに、都道府県知事に通知しなければ」に改める。

第二十九条第四項中「届け出なければ」を「環境大臣に届け出なければ」に、「協議しなければ」を「特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区の存続期間を延長する場合にあっては環境大臣に届け出、これら以外の場合にあっては環境大臣に協議しなければ」に改め、同条第六項中「拡張し、又は存続期間を延長する」を「拡張する」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四十条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第五十条（同号に掲げる改正規定を除く。）、第五十四条（港湾法第五十条の三第三項の改正規定を除く。）、第五十七条及び第七十四条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三条第四項の改正規定を除く。）の規定並びに附則第八条及び第九条の規定　公布の日から起算して三月を経過した日

二　第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条の二）　特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定　平成二十六年四月一日

三　第三十一条の規定及び附則第五条の規定　平成二十七年四月一日